

第3章

安心を支える福祉と医療のまち

| | | | | | |
|----|--------------------------|-----|----|----------------|-----|
| 31 | 障害者の地域生活を 支える …………… | 112 | 33 | 地域福祉の推進 …………… | 122 |
| 32 | 生活の安定に向けた 自立の応援 …………… | 119 | 34 | 医療環境の充実 …………… | 125 |
| | | | 35 | 健康づくりの推進 …………… | 127 |



石神井公園駅西側高架下に設営した新型コロナウイルスPCR検査検体採取センター

31 障害者の地域生活を支える

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援系の相談件数〕 (単位：件) 令和2年度

| 種別 | 総合福祉事務所 | | | |
|--------------|---------|--------|--------|--------|
| | 練馬 | 光が丘 | 石神井 | 大泉 |
| 身体障害者手帳交付 | 2,700 | 2,805 | 2,470 | 2,436 |
| 自立支援医療（更生医療） | 1,515 | 985 | 1,345 | 1,086 |
| 補装具交付 | 858 | 1,151 | 805 | 1,262 |
| 職業 | 0 | 0 | 4 | 5 |
| 施設入所および紹介 | 441 | 1,534 | 486 | 792 |
| 医療保健 | 1,205 | 1,716 | 1,023 | 1,027 |
| 在宅・生活 | 7,300 | 5,928 | 15,018 | 9,718 |
| 無料乗車券 | 638 | 648 | 617 | 848 |
| その他 | 370 | 221 | 519 | 336 |
| 小計 | 15,027 | 14,988 | 22,287 | 17,510 |
| 合計 | 69,812 | | | |

〔知的障害者担当系の相談件数〕 (単位：件) 令和2年度

| 種別 | 総合福祉事務所 | | | |
|-------------|---------|-------|--------|-------|
| | 練馬 | 光が丘 | 石神井 | 大泉 |
| 施設入所 | 463 | 688 | 211 | 325 |
| 職親（しよくおや）委託 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職業 | 51 | 84 | 126 | 131 |
| 医療保健 | 21 | 35 | 18 | 31 |
| 生活 | 291 | 87 | 267 | 421 |
| 教育 | 162 | 52 | 31 | 64 |
| その他 | 8,174 | 6,485 | 9,468 | 4,494 |
| 小計 | 9,162 | 7,431 | 10,121 | 5,466 |
| 合計 | 32,180 | | | |

〔保健相談所の保健師による相談者数〕 (単位：人) 令和2年度

| 保健相談所 相談内容 | 保健師による相談者数 | | | | | |
|---------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 豊玉 | 北 | 光が丘 | 石神井 | 大泉 | 関 |
| 一般精神（心の健康） | 7,161 | 2,705 | 5,322 | 6,999 | 6,139 | 2,569 |
| 社会復帰 | 784 | 282 | 224 | 761 | 434 | 369 |
| アルコール依存 | 141 | 49 | 21 | 204 | 249 | 26 |
| 薬物依存 | 51 | 16 | 2 | 40 | 19 | 20 |
| 児童・思春期 | 154 | 60 | 25 | 155 | 175 | 103 |
| 高齢者精神 | 100 | 26 | 102 | 46 | 110 | 17 |
| 小計 | 8,391 | 3,138 | 5,696 | 8,205 | 7,126 | 3,104 |
| 合計 | 35,660 | | | | | |

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕

(単位：件) 令和2年度

| 種別 施設 | サービス 利用 | 障害状況 の悩み | 就 労 | 社会生活 | その他 |
|----------|------------|-------------|-----|-------|-----|
| きらら | 5,840 | 6,703 | 435 | 1,533 | 308 |
| すてっぷ | 2,521 | 3,827 | 118 | 753 | 126 |
| ういんぐ | 5,178 | 6,957 | 47 | 232 | 238 |
| さくら | 4,210 | 2,845 | 125 | 583 | 134 |
| 小計 | 17,749 | 20,332 | 725 | 3,101 | 806 |
| 合計 | 42,713 | | | | |

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕 (単位：人) 各年度末現在

| 区分 年次 | 視覚 障害 | 聴覚・平衡 機能障害 | 音声・言語 機能障害 | 内部 障害 | 肢体 不自由 | 合計 |
|----------|---------------|----------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| 30 | 1,444 (27) | 1,985 (112) | 244 (0) | 7,019 (90) | 9,651 (252) | 20,343 (481) |
| 令和元 | 1,464 (30) | 2,044 (111) | 250 (0) | 7,102 (91) | 9,545 (259) | 20,405 (491) |
| 令和2 | 1,461 (27) | 2,065 (114) | 257 (2) | 7,166 (88) | 9,371 (249) | 20,320 (480) |

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

| 区分 年次 | 判定区分 | | | | 合計 |
|----------|-------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| | 最重度 | 重度 | 中度 | 軽度 | |
| 30 | 190 (33) | 1,285 (255) | 1,141 (245) | 2,356 (572) | 4,972 (1,105) |
| 令和元 | 196 (32) | 1,289 (241) | 1,147 (253) | 2,418 (577) | 5,050 (1,103) |
| 令和2 | 192 (28) | 1,312 (245) | 1,154 (253) | 2,467 (578) | 5,125 (1,104) |

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

| 区分 年次 | 判定区分 | | | 合計 |
|----------|------|-------|-------|-------|
| | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 30 | 331 | 3,543 | 3,127 | 7,001 |
| 令和元 | 410 | 3,983 | 3,167 | 7,560 |
| 令和2 | 413 | 4,100 | 3,314 | 7,827 |

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、25年4月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分1～6が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 令和2年度

| 支援対象者 | 判定区分 | | | | | | | 計 |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 非該当 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | |
| 身体障害者 | 0 | 1 | 14 | 64 | 43 | 67 | 197 | 386 |
| 知的障害者 | 0 | 1 | 42 | 88 | 170 | 168 | 192 | 661 |
| 精神障害者 | 0 | 7 | 202 | 108 | 18 | 1 | 0 | 336 |
| 難病患者等 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 計 | 0 | 9 | 259 | 261 | 231 | 236 | 390 | 1,386 |

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 令和2年度

| 区分 | 内容 | 延べ人数 |
|----------|-------------|--------|
| 介護給付 | 居宅介護（身体・家事） | 11,393 |
| | 重度訪問介護 | 1,247 |
| | 同行援護 | 2,294 |
| | 行動援護 | 81 |
| | 療養介護 | 924 |
| | 生活介護 | 13,655 |
| | 短期入所 | 2,177 |
| | 重度障害者等包括支援 | 0 |
| | 施設入所支援 | 5,614 |
| 訓練等給付 | 自立訓練 | 1,080 |
| | 就労移行支援 | 3,145 |
| | 就労継続支援 | 15,677 |
| | 就労定着支援 | 1,489 |
| | 自立生活援助 | 81 |
| 地域相談支援給付 | 共同生活援助 | 8,387 |
| | 地域移行支援 | 55 |
| 計画相談支援給付 | 地域定着支援 | 12 |
| | 計画相談支援 | 9,995 |

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類がある。令和2年度の精神通院医療の利用者は、15,386人であった。また、更生医療の利用者は836人、育成医療の利用者は24人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種類、状態に応じて、車椅子、義足、視覚障害者安全つえ、補聴器などの費用を支給している。令和2年度の支給状況は購入762件、修理593件、計1,355件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおりである。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

令和2年度の派遣回数は、手話通訳2,217件、要約筆記148件であった。また、本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターに手話通訳者を設置しており、令和2年度の設置回数は378回であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。令和2年度の日常生活用具の給付は12,382件、住宅設備改善費給付は20件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。令和2年度は延べ9,229人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に6か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。令和2年度の利用者は延べ845人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。令和2年度の利用者は延べ862人であった。

3 「児童福祉法」による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 令和2年度

| 支援・サービス等 | 延べ人数 |
|-------------|--------|
| 児童発達支援 | 9,439 |
| 医療型児童発達支援 | 38 |
| 放課後等デイサービス | 11,904 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 39 |
| 保育所等訪問支援 | 378 |
| 障害児相談支援 | 2,614 |

● 「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護（家庭委託）

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。令和2年度は延べ1,059回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する（「障害者総合支援法」における障害福祉サービス等の受給者を除く。）。令和2年度末現在の対象者は51人で、令和2年度は延べ9,495回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1、2度の人で、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の人に紙おむつ等を支給している。令和2年度は延べ4,780人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年6枚まで交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。令和2年度の利用者は、延べ462人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。令和2年度の交付人数は、4,935人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。令和2年度の運行回数は39,489回であった。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1か月2,500円の燃料費を助成している。令和2年度末現在の受給者は1,368人であった。年齢、所得による対象制限がある。

8 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。令和2年度は33件の助成を行った。

9 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に24回、月4回を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。

27年度7月に事業を開始し、令和2年度は延べ379回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

令和3年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画（令和3年度～8年度）」、「第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（令和3年度～5年度）」を策定し、障害者施策の充実に取り組んでいる。

●福祉園

福祉園では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。なお、田柄福祉園は民設民営の福祉園である。

〔福祉園在籍者数〕 (単位：人) 令和2年4月1日現在

| 施設名 | 在籍者 | 施設名 | 在籍者 |
|-----|-----|-------|-----|
| 大泉町 | 57 | 石神井町 | 27 |
| 氷川台 | 58 | 大泉学園町 | 67 |
| 関町 | 38 | 貫井 | 41 |
| 光が丘 | 33 | 田柄 | 45 |

また、氷川台と大泉学園町の2福祉園は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。(1日当たり氷川台9人、大泉学園町7人)

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するため、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を4か所設置している。令和2年4月1日現在、白百合福祉作業所39人、かたく

り福祉作業所62人、大泉福祉作業所51人、北町福祉作業所39人の利用があった。

〔作業内容と年間売上金額〕 (単位：円) 令和2年度
〔白百合福祉作業所〕

| 作業内容 | 年間売上金額 |
|-------|-----------|
| 紙器組立等 | 1,876,962 |
| 建物清掃等 | 359,250 |
| 古紙回収等 | 180,551 |
| 自主生産等 | 1,899,000 |
| 合 計 | 4,315,763 |

〔かたくり福祉作業所〕

| 作業内容 | 年間売上金額 |
|--------|-----------|
| 封入等 | 3,639,044 |
| 日用品組立等 | 122,541 |
| 公園清掃等 | 279,474 |
| 自主生産等 | 916,812 |
| 合 計 | 4,957,871 |

〔大泉福祉作業所〕

| 作業内容 | 年間売上金額 |
|----------|-----------|
| 紙器組立等 | 42,119 |
| チラシ折・封入等 | 1,704,860 |
| 公園清掃等 | 783,508 |
| 自主生産等 | 161,145 |
| 合 計 | 2,691,632 |

〔北町福祉作業所〕

| 作業内容 | 年間売上金額 |
|--------------|-----------|
| 紙器組立等 | 3,740,289 |
| 公園・アパート等の清掃等 | 366,102 |
| ポスティング等 | 45,750 |
| 自主生産等 | 747,658 |
| 合 計 | 4,899,799 |

●谷原フレンド

谷原フレンドは、令和2年4月に障害者地域活動支援センターから「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業および日中一時支援事業に機能転換した。

常時介護を必要とする人に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供している。

定員は1日当たり20人、1人の最大利用日数は週3日となっている。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり9人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

3 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。

4 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。

なお令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用時間や人数を制限した。

〔相談・通所事業・施設提供人数〕（単位：人） 令和2年度

| 区分 | 延べ人数 |
|-----------|--------|
| 相談 | 259 |
| 生活介護事業 | 1,319 |
| 中途障害者通所事業 | 2,934 |
| 施設提供 | 10,478 |

※「障害児保育園ヘレン中村橋」の開設

医療的ケアが必要な未就学の障害児の早期の療育の実施と保護者の就労を支援するため、心身障害者福祉センターの1階の一部を活用して、30年11月に開設した。「児童福祉法」に基づく児童発達支援を提供している。

●しらゆり荘および大泉つつじ荘

就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。また、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。なお、大泉つつじ荘では障害者（児）の相談支援事業を実施している。

〔施設概要〕

| 施設名 | 内容 | 定員 |
|--------|--------------------|----------------|
| しらゆり荘 | グループホーム | 8人 |
| | 日中一時支援・短期入所事業 | 6人（短期入所4人を含む。） |
| 大泉つつじ荘 | グループホーム | 8人 |
| | 日中一時支援・短期入所事業 | 6人（短期入所4人を含む。） |
| | 特定相談支援事業・障害児相談支援事業 | — |

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。令和2年度末現在、定員は557人である。

●こども発達支援センター

心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）で実施していた事業を拡充するため、旧光が丘第五小学校を改修して25年1月に移管・開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1 相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また、0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う、0歳児超早期支援を行っている。

3 訪問

重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を令和2年4月から開始した。

4 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

〔相談・訓練・施設提供人数〕 (単位：人) 令和2年度

| 区分 | 延べ人数 |
|------|--------|
| 専門相談 | 4,901 |
| 通所訓練 | 5,450 |
| 施設提供 | 10,707 |

〔地域支援事業 (①区民向け啓発事業：講演会)〕

| 実施回数 | 参加延べ人数 |
|------|--------|
| 1回 | 30人 |

※ 2回実施予定のうち1回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

〔地域支援事業 (②事業者向け支援事業：講演会等)〕

| 実施回数 | 参加延べ人数 |
|------|--------|
| 1回 | 77人 |

※ オンライン研修を実施

(3) 障害者の就労を推進する

●就労支援体制の強化

練馬区障害者就労支援センターや民間の就労移行支援事業所等と連携し、職場体験や実習を通じて就労へ結びつける。令和2年度の福祉施設等からの就労者数は、187人であった。

●練馬区障害者就労支援センター (レインボーワーク)

就職を希望する障害者への支援や雇用する企業への支援等を行っている。

1 就労支援事業

(1) 就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。令和2年度は延べ836件の相談があった。

(2) 就労支援

アセスメントや職場開拓等、企業が障害者雇用に取り組めるよう支援を行った。令和2年度は80人が就職した。

2 職場定着支援事業

就労後、企業で働き続けることができるよう就労支援員を派遣した。令和2年度の対象者は698人、支援の件数は延べ8,567件であった。

3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の特別支援学校や就労移行支援事業所、経済団体等の関係機関で構成している。令和2年度はネットワーク会議を6回、企業見学会を4回実施した。

4 共同受注窓口事業

区内の作業所等が請負業務などを共同で受注する体

制づくりを行い、区内企業等からの発注を増やし、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。

令和2年度の受注契約件数は155件、受注金額は3,262,470円であった。

5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、障害者福祉施設で作製した物品の販売会を行った。また、令和2年度は就労支援に関するセミナーに職員を1回派遣した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を2か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人である。令和2年度の就職の状況は、貫井福祉工房で7人であった。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人が就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を2か所設置している。令和2年度は、貫井福祉工房で18人、かたくり福祉作業所で1人の利用があった。

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。令和2年度は延べ35,660人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。この他にも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、113ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）、通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

- ・障害福祉サービスの利用者 1,446人
- ・自立支援医療利用者 15,386人（再掲）
- ・入院医療利用者 12人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。令和2年度の利用状況は、団体利用が延べ1,174団体、6,413人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（345疾病）の人に月額15,500円、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の人および精神障害者保健福祉手帳1級の人に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。令和2年度末現在の受給者は11,076人であった。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者の人に、月額60,000円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。令和2年度末現在の受給者は526人であった。

3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給する。なお、年齢、所得等の制限がある。

令和2年度は、特別障害者手当月額27,350円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額14,880円を年4回に分けて支給した。同年度末現在の受給者は、特別障害者手当773人、障害児福祉手当249人、経過的福祉手当6人であった。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。令和2年度末現在の加入者は53人であった。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。令和2年度末現在の対象者は5,653人であった。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。令和2年度は、地域活躍者2人、援護功労者4人の表彰を行った。